

令和 8 年 7 月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第 4 号

令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分

市役所 5 階 会議室 52・53

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請の承認について
 - 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
 - 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
 - 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の変更に関する意見について
- 5 報告事項
 - (1)農業経営改善計画の認定について
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員（20 名）

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員（16 名）

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

若林栄吉委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	宮本 敏樹
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 1 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 8 年 7 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 20 名、推進委員 17 名中 16 名であります。推進委員 長丘地区 若林栄吉委員からは、欠席の連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 1 番、桜沢いづみ委員、2 番、高橋一幸委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。なお、事前に 16 番 竹前博文農業委員、平野地区 竹内久推進委員からは、関連議案がある旨の連絡をいただいておりますので、該当する議案の際は退出願います。

では、他に無いようですので、本日付議事項の中で一部修正がございますので、ここで事務局よりいたします。

事務局 (宮本局長補佐)

あらかじめ皆様にお配りしてございます総会資料の中で、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、本日、別途配布してあります議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請の承認についての番号 2 番について経過をお話させていただきます。

本件につきましては、当初は農地法第 4 条による農地転用案件として整理しておりました。

しかし、改めて過去の許可状況を確認したところ、平成 10 年 7 月 16 日に当該地について農地法第 5 条の許可が既に出されており、利用目的を駐車場用地とする転用が認められたことが判明いたしました。

このため、本件は、新たな 4 条転用ではなく、既存の 5 条許可後の利用目的の変更に該当するものとして、農地法第 5 条第 1 項の規定による変更申請の承認案件として整理し直したものでございます。

変更内容は、駐車場用地から共同住宅用地への利用目的の変更であります。

詳細につきましては、議案の中で説明いたします。

なお、当初予定していた議案第 2 号につきましては、先ほどの経過により、案件区分が変更となったため、今回は欠番として取り扱っており

ます。

よろしくお願いいたします。

議長（増田会長）

それでは、日程4、付議事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

番号1番、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和〇〇〇〇、畑、1015平方メートル、経営規模拡大のため

番号2番、田麦、〇〇〇〇、田麦、〇〇〇〇、田麦〇〇〇〇、畑、1527平方メートル、経営規模拡大のため

番号3番、小田中、〇〇〇〇、中野、〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、1419平方メートル、経営規模拡大のため

番号4番、小田中、〇〇〇〇、松本市、〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、965平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から番号4番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（宮本局長補佐）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 金井、〇〇〇〇、金井、〇〇〇〇、金井〇〇〇〇、畑、844平方メートル、外2筆、総面積1017.18平方メートル、共同住宅敷地、申請地に共同住宅を設置したい。

2種農地 法5-②-II 消極的2種

以上です。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

16 番 竹前博文委員 16 番 竹前博文委員です。
建築面積が 100 ㎡に対し、敷地が 10 倍近くあるのですけれど、これはどのようになってますか。

事務局（宮本局長補佐） 市道から入る通路部分と駐車場部分ということで、その他の敷地となっております。
よろしく願いいたします。

議長（増田会長） よろしいでしょうか。ありませんければ、お諮りいたします。議案第 2 号について、賛成の委員の挙手をお願いします。
挙手全員であります。よって議案第 3 号については原案のとおり許可することに決しました。
次に、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の計画変更申請の承認についてを議題といたします。
事務局から議案説明願います。

事務局（宮本局長補佐） 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請の承認について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号 1 番 東京都西東京市、〇〇〇〇、江部、〇〇〇〇、江部〇〇〇〇、畑、1261 平方メートル、建売住宅 敷地、当初 276.61 平方メートル 5 棟、変更後 266.08 平方メートル 4 棟、中野市における降雪状況や他社の成約事例の区画面積、市道から長い通路を通る区画の見直しをして 5 区画から 4 区画にしたい。 2 種農地 法 5-②-II 消極的 2 種

番号 2 番 江部、〇〇〇〇、岩船、〇〇〇〇、岩船〇〇〇〇、畑、765 平方メートル、当初 駐車場用地、変更後 共同住宅敷地、当初 無、変更後 236.30 平方メートル 1 棟、平成 10 年許可申請時は貸駐車場として計画をしていたが、多忙さ故に計画を中止しました。
今回、土地の有効利用のため申請地に共同住宅を設置したい。 3 種農地 則 43

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

します。ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号について原案通り許可することについて賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。なお、議案第5号については、番号1番から6番は竹内久推進委員が、番号36番は竹前博文委員農業委員が関係する案件であるため、後ほど審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
（説明）

以上、番号7番から35番、37番から55番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における賃借権の設定等を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

16番 竹前博文委員

16番 竹前博文委員です。

43番から51番の〇〇〇〇が以前にも出てきてらっしゃるのですけれど、面積も相当ありますし、耕作地もあちこちにあるのですけど、従業員さんが大勢いらっしゃる会社なのですか。

事務局（矢嶋主査）

法人の有無や従業員等の有無は確認できておりません。

16番 竹前博文委員

この面積をこなすにあたって、途中で耕作放棄地が生まれるという恐れはないわけですか。

事務局（矢嶋主査）

こちらからお話をすれば解決もいただいておりますので、支障はないものと見ております。

議長（増田会長）

よろしいでしょうか。ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号 番号7番から35番、37番から55番について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号 番号7番から35番、37番から55番については「意見なし」とすることに決しました。

（竹内久委員 退室）

次に、議案第 5 号番号 1 番から 6 番を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

続きまして、番号 1 番から 6 番までを説明いたします。
（説明）

以上、番号 1 番から 6 番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定される要件等を満たしている者と考えます。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第 5 号のうち、1 番から 6 番について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって議案第 5 号のうち、1 番から 6 番について、要請することに決しました。

（竹内久委員 入室）

（竹前博文委員 退室）

次に、議案第 5 号のうち議案 36 番を議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

続きまして、番号 36 番を説明いたします。
（説明）

以上、番号 36 番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定される要件等を満たしている者と考えます。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第 5 号のうち、36 番について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって議案第 5 号のうち、36 番について、意見無しとすることに決しました。

（竹前博文委員 入室）

続いて、議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）

以上、番号1から10番につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定される要件等である農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを確認したところ、今回、農用地利用集積等促進計画案における所有権の移転を受けようとするいずれの者におかれましても、要件等を満たしており、本計画の策定に係る要請において支障はないものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければお諮りいたします。議案第6号について要請することについて賛成委員の挙手を求めます。全員であり、よって議案第6号は原案通り要請することに決しました。

続いて、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の変更に関する意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局（宮本局長補佐）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の変更に関する意見について

本件は、農業振興課から地域計画の変更に伴い、当委員会としての意見を求められているものであります。

詳細につきましては、別紙をご覧ください。

対象地区は長丘地区の田麦・沖であり、赤い四角で囲まれた部分が拡大図となっております。

〇〇〇〇および〇〇〇〇の白い線が現在の赤線ですが、この赤線を、赤く塗りつぶした箇所へ付け替えることとしております。こちらが、目標地図から除外する区域であります。

また、その隣の黄色い部分が変更区域であり、この一団については、今後〇〇〇〇が開発を予定していることから、それに伴い地域計画における地域内の農業を担う者の変更をおこなうものであります。

説明は以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問、ご意見がございましたら御発言願います。

ありませんければお諮りいたします。議案第7号について意見なしとすることに賛成の挙手を求めます。挙手全員であり、議案第7号は意見無しとすることに決しました。

本日お願いしました議案につきましては以上となります。全体を通して何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。後ほどでも結構です何かお気づきになりましたらご発言願います。

特にないようですので進行を事務局へお返しいたします。

事務局（佐々木局長） ありがとうございました。続いて日程5 報告事項に進みます。報告事項について事務局より説明いたします。

事務局（矢嶋主査） 報告事項(1) 開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について

以下の者が農業経営改善計画の認定されましたので報告いたします。
住所、氏名、営農種類の順に読み上げます。

番号1番 中野、〇〇〇〇 〇〇〇〇、果樹専作

番号2番 三ツ和、〇〇〇〇、菌茸複合

番号3番 金井、〇〇〇〇、果樹専作

番号4番 竹原、〇〇〇〇、果樹専作

番号5番 永江、〇〇〇〇、果樹専作

以上になります。

事務局（佐々木局長） 報告事項について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
無いようですので、次に進みます。続いて、日程6 その他 に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会
を閉会といたします。

（午後2時10分 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員長（議長） 増田 善行

署名委員 桜沢 いづみ

署名委員 高橋 一幸